

これから児童虐待対策 への提言

平成24年3月

京都府児童虐待検証委員会

目 次

◆ はじめに	1
◆ 検証結果	
(1) 事件の概要	1
(2) これらの事件から見えてきた課題・問題点等	5
◆ 提 言	6
◆ 最後に	10

◆ はじめに

(1) 趣 旨

京都府では、平成18年10月22日に長岡京市において、3歳の幼児が保護者からの虐待により死亡した事件を大きな教訓として、外部検証委員会による提言を受け、その後、様々な児童虐待対策を実施してきた。

しかし、平成23年8月、宇治市において小学5年生児童が母親と内縁関係にあった男性の身体的暴力により内臓損傷等で医療機関に緊急搬送された事件など長岡京市事件以降、6件の事件が起こっている。

こうした中で、外部有識者による委員会が、これら事件に係る児童相談所（以下「児相」と言う。）や市町村、「要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」と言う。）の取組等を点検し、課題・問題点の指摘及びこれから京都府における児童虐待対策について提言することとした。

注) **要保護児童対策地域協議会**…市町村単位で設置され、地域の様々な関係者

- ・機関を構成員として、児童虐待ケースの点検・情報共有と対応を協議する組織（各市町村が事務局を所管）

(2) 点検・とりまとめの方法

児童虐待対策に見識の深い学識者や弁護士、民間団体の代表等で構成する「京都府児童虐待検証委員会（委員長：澤田 淳 京都府立医科大学名誉教授）」により行うこととし、委員会が、児相や「要対協」の報告・聴取により事件概要を調査するとともに、関係機関から意見聴取した上で、各委員による審議を実施した。

(3) 長岡京市事件以降に京都府が取り組んできたこと

- ①速やかな安全確認のルールの確立（48時間ルールの徹底）
- ②リスク管理・組織内の情報共有（チェックリストの整備、進歩管理システム）
- ③地域ネットワークの確立（全市町村に「要対協」設置・定期会議開催）
- ④体制強化（児相に児童虐待専任チーム設置、保健所に児童虐待対応職員を配置）

◆ 事件の概要

(1) 点検した事件

No.	概 要 等
1	平成20年2月、八幡市において、4歳の女児が母親とその内縁男性のネグレクト（育児放棄）により死亡
2	平成20年2月、大阪府内病院に入院中の5歳男児が母親の度々の暴行により負傷したもの
3	平成21年1月、城陽市において、生後1ヶ月の乳児を父親が踏みつけ、肋骨骨折等の重傷を負わせたもの
4	平成22年8月、八幡市において、生後1ヶ月の乳児を母親が床に落とし、頭部に大けがを負わせたもの
5	平成22年7月、宮津市において、5歳女児が母親と内縁男性から執拗な暴行を受け、意識不明の重体となったもの
6	平成23年8月、宇治市において、小学5年生男児（11歳）が母親の内縁男性により殴る、蹴るの暴行を受け、病院に緊急搬送され、内臓損傷等が判明

(2) それぞれの事件経過

No.	事　件　経　過
1	<p>死因は肺炎だったが、100か所以上のあざがあり死亡時の体重は10.2kg 平成19年5月頃に八幡市に転入。その後、民生児童委員から同市に通報があり、姉の通う小学校への事実確認や自宅への保健師訪問などにより本児らを見守っていたが、12月以降、母が育児相談や妊婦健診に姿を見せなくなったため、連絡を取ろうとしていた中で発生 家族構成 母 内縁男性 姉(7歳) 本児(4歳) 弟(2歳) 妹(1歳)</p>
2	<p>保育所から宇治市に虐待通告があり、同市が宇治児相に援助依頼して対応していた事案。保育所での見守りを継続していたが、本児はほとんど登園せず、その後入院 母親が入院中の本児に暴力を繰り返したため、医療機関が児相に通告し、京都府が母親を警察に告発 家族構成 父 母 本児(5歳) 弟(5歳) *本児と弟は双子</p>
3	<p>兄にも右肋骨の骨折(3本)痕があった (事件後、児相等が初めて兄弟への虐待事実を把握) 家族構成 父 母 祖父 兄(1歳) 本児(1か月)</p>
4	<p>母親の育児不安、育児疲れや産後うつなどの精神的不安定による突発的な行為(事件後、児相等が初めて事実を把握) 家族構成 父 母 兄(1歳) 本児(1か月)</p>
5	<p>大阪府松原市に居住していたが、親族の葬儀等のため、宮津市に長期滞在していた中の事件発生 本児の妹は、大阪で要保護児童として見守り対象となっていたが、松原市や大阪府児相から京都府児相や宮津市への連絡がなかった中での事件 (京都府の児相及び宮津市は、事件後初めて事実を把握) 家族構成 母 内縁男性 祖母 本児(5歳) 妹(4歳)</p>

(3) 宇治市小学5年生児童事件(No.6)に係る経過

<p>被害児童 男 児(11歳) 宇治市内小学校 5年生 家族構成 実母、本児、姉(13歳)、内縁男性(数年前から当該家庭に入出) △平成23年8月13日、当該男児が病院に救急搬送され、複数の痣や外傷、肝臓損傷等があったため、病院が宇治児相に通告 △すぐに、宇治児相が本児及び姉を一時保護(本児は病院へ保護委託) ※当該男児は、その後、回復し、8月30日に退院 △同年12月1日に警察が母親の内縁男性を傷害罪容疑で逮捕(その後、起訴)</p>
--

<宇治児相等が関わってきた経緯>

年 月	経 緯
H20 年 6 月	育成学級（放課後児童クラブ）から宇治市へ痣や傷がある児童の情報が寄せられる
H20 年 6 月	学校から母親に家庭状況について確認
H20 年 11 月	痣や擦り傷が見られたため、学校と宇治市で協議し、学校を通じて見守りを続ける
H20 年 12 月	宇治市が児相へ援助依頼し、児相がかかわる事案となる 児相と宇治市から、学校に対して、母親への働きかけを依頼
H21 年 1 月	この間、児相と宇治市の連携の下で、学校を通じた見守りを継続 宇治市が学校で本人の傷を確認（大きなものではなかったため、 様子を見る） 児童は、家具で打った等と発言していると学校から聴取
H21 年 3 月	児相と宇治市が小学校訪問。学校と本人の状況について協議
H21 年 5 月	引き続き、痣や傷が見られるため、学校対応の見守りを継続
H21 年 7 月	学校へは休まず登校し、プール時に確認するも、痣を認めない
H21 年 7 月 ～22 年 5 月	休まず登校しており、学校で見守りを継続 気になる痣等は見あたらない
H22 年 3 月	H21 年 5 月以降、痣等の情報なく、宇治市へケースを移管
H22 年 5 月 ～ 6 月	背中や目の横に傷の情報あり。宇治市から児相に連絡が入り、 再度児相ケースとして対応 母親へ連絡、面談要請するも来所せず 母親の了解を得て、本児童に面接し、身体チェックを実施 母親は虫に刺された、児童は目イボ と説明
H23 年 3 月	H22 年 6 月以降、元気に登校しており、痣や傷もないことにより、宇治市へケース移管
H23 年 7 月	表情がよくなり体重増加と要対協会議で報告あり
H23 年 8 月	病院に救急搬送。児相へ虐待通告。すぐに当該児童を一時保護

<課題等>

児相	<ul style="list-style-type: none"> ・痣やけが等の情報を得て、市や学校と協議するも、子どもが訴えていない、確証が得られないとして、見守りを継続 →危機感を持ち、周辺状況の把握や痣等の写真をもとにした母親等との面談や対応に踏み出すべきであった ・要対協や関係者協議の場での情報に対し、児相が責任を持って、明確な指示や対応をとれなかった →危機感を要対協や児相の中で共有し、組織的な判断や一步踏み込んだ対応をすべきであった ・母親との接触を図るも面会できず、痣等の事象が治まると、見守り姿勢を継続 →児童の安全確保を最優先に、躊躇なくもう一步踏み込んだ対応に努めるべきであった ・宇治市との役割分担が曖昧で、見守りを学校に委ねるなど、事実確認が限定的であった →宇治市と危機感を共有し、自立的な行動による状況把握や判断、対応に努めるべきであった
宇治市 ・ 要対協	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での見守りを中心に据え、その情報による対応が主であった →危機感を持って学校と連携し、より具体的な確認や担当職員による目視行動等をすべきであった ・児相に援助依頼したことにより、児相への依存度が高まり、対応が中途半端となっていた →事実を現認し、児相とも連携して、学校への要請や要対協実務者会議等で中心的な整理に努めるべきであった ・学校と保護者との関係性を重視し、はっきりとした対応に至らず →児相と一緒にになって、一步踏み込んだ対応をすべきであった ・同年代の男児に比べて2／3の体重である事実を掴みながら、具体的な行動に至らず →重要なリスク要因であることから、児相等と連携した介入等が必要であった

<当該事案にかかわった医療機関の意見>

- ・搬送された時点で、けがや症状からして児童虐待が強く疑われ、命の危険もあったため、すぐに児相に通報した。
- ・不審な骨折やネグレクトによる救急搬送等の事案は年に数例ある。
- ・児童虐待という判断はなかなか難しく、院内の整形外科や救急科と連携した対応や他の医療機関とのネットワークの中で判断していく仕組みも必要だ。
- ・児童虐待を未然に防止していくためには、飛び込み出産等ハイリスクのケースに対して、早い段階から行政と連携し、支援していくことも重要である。

◆ これらの事件から見えてきた課題・問題点

課題・問題点	該当事件
・児相等が、寄せられる情報や相談を注意深く捉え、リスクを想定した的確な対応が出来ていたか	No.1・2・6
・懸念事象に際し、家族構成の変化等子育て環境の変化にも留意した判断や対応ができていたか	No.1・6
・児相等が、懸念事象に対し、子どもの命を守るということを最優先とした行動や対応がされていたか	No.1・6
・要対協等様々な機関や取組が、その目的に沿って的確に機能、連携していたか	No.1・6
・見守りについて、関係者の役割分担や具体的な取組のルール化が出来ていたか	No.1・2・6
・居住地や事象が流動化する中で、事実を的確に把握し、対応できていたか	No.1・5・6
・ハイリスクケースを、行政等が早い段階から見つけ、相談に乗ったり、目配りや支援をできていたか	No.1・3・4 ・6
・個々の懸念事象に対峙した際、次のリスクを想定した具体的な対応策を準備していたか	No.2・6
・孤立・孤独化する母親等の子育てを支援する施策がきめ細かく行われていたか	No.2・4
・専門機関だけの取組とせず、近隣住民や様々な関係機関、地域社会と一緒にになって未然防止に取り組めていたか	No.1・2・3 ・4・5・6

◆ 提 言

- ① 要対協と児相との役割分担や連携策を具体的に定め、注意深くケースに対応すること

<具体的な取組>

◎要対協の取組強化

児童虐待は、見えないところで進行し、または突発的に発生するすることも、これまでの多くのケースから明らかである。そういう視点に立って、要対協が関わる各ケースについて、その動向を注意深く捉え、気になる行動やけが、家庭環境の変化等といった情報の収集に努め、当該ケースの想定されるリスクにも留意した対応策を十分吟味して決定していくというスタンスを、関係者が強く意識し、徹底していくこと。

実務者会議やケース会議においては、気になるケースや移管したケースを中心に、専門機関である児相が、見立てや具体的な対応についてアセスメントとともに、協働した行動や指導性を發揮すること。

ハイリスク要因に留意し、各ケースとの関係性や対応方法を整理していくことも重要である。

◎見守り等対応マニュアルの作成・徹底

連携や役割分担、見守りという言葉が形骸化し、任せっきりの見守り、責任主体の曖昧さ、欠落した対応になっていくことが、取組の上での大きな問題として指摘できる。

ケースが抱える態様やリスクの度合い、目配りのあり方等は様々であるが、見守りが必要なケースに的確に対応していくためには、見守りに係る着眼点、各機関の役割、具体的手法、緊急時の対応等を標準化し、要対協等関係者が共有することが必要である。

ともすれば関係者それぞれの理解と認識に頼りがちであった見守り等の取組を標準化し、関係者に専門的な知識を備えてもらうため、「京都府版見守り等対応マニュアル」を作成し、児相や要対協に周知・徹底すること。それを前提としてケースごとの見守り策を定め、漏れのない取組と対応力を強化していくこと。

見守り等対応マニュアルを活用していく中で生じた課題や修正を要することについては、要対協ネットワーク会議での議論等を経て、速やかに改正するなど、柔軟に対応し、関係者が共有するものとして定着させ、その徹底に努めること。

・市町村と児相のケース共有システム

ケースの軽重や現れた事象の沈静化等により、児相と市町村との間でケースを移管する際には、児相と市町村とで文書を交わし、移管することや見守りの留意点等を記載し、管理責任を明確にすること。

児相と市町村の双方が、それぞれの管理ケースを共有し、その動向を定期的に情報交換するとともに、リスク等の点検を行う仕組みを構築すること。

・保健所の役割強化

保健所が、児童虐待対策を母子保健や福祉関係業務の一環として位置づけ、市町村や児相と連携し、管内における児童虐待事案への対応、未然防止のための取組を強化していくこと。

保健所児童虐待対応専任職員(児相併任)が、要対協会議の開催・運営に十分関わり、児相との調整や注意を要するケースへの目配り、指導・助言に努めること。

② 第一線機関である児相・市町村が力量を強化し、様々なケースへの対応力を高めていくこと

＜具体的な取組＞

◎児相の取組体制の充実等

第一線の専門機関である児相においても、職員の交代は避けられないが、経験と対応力の蓄積によって業務の多くが的確に処理されていることに鑑みれば、職員の流動化を抑制する一方で、核となる人材の育成や経験の浅い職員、新規採用職員の力量を確実に高めていく取組が不可欠である。

一朝一夕で力量を高めていくことは困難であり、経験が豊富なスーパーバイザーや中堅職員が、これまでの経験に培われた対応力を、日常業務の中で、場合によっては示し、又は寄り添い、具体的に指導することにより、着実に身につけさせていくことが必要である。

職員の感性や本質的な能力を拠り所にした対応ではなく、まず経験や力量に応じた体系的な研修を定期的に受講させ、一定の知識や考え方を植えつけた上で、日常的なケース対応を通じて職員の専門性や対応力を強化していく必要がある。

困難ケースの事例集をまとめ、経験の共有化、蓄積をしていく必要がある。

家庭支援総合センターの企画・研修機能の中で、これらを踏まえた体系的・個別的な人材育成に努めていくこと。スーパーバイザーエ育成研修委託も検討すべき。

所内で実施されるケース検討会議や個別ケース会議等のあり方を再点検し、情報共有の徹底と、ケースの軽重を振り分け、重点的な協議に努めること。

所長・課長が各ケースに十分目配りし、時宜に応じた指示や指導、一緒に行動していく仕組みを明確にしていくこと。

保健所が、母子保健施策等を通じて未然防止、早期発見等の児童虐待対策に十分関わるとともに、保健所児童虐待対応専任職員による取組強化に努めること。

・市町村職員等への研修の充実

体制が小規模であったり異動もある中で、対応力の低下等も想定される市町村担当職員の力量を確保し、必要な役割を担ってもらうための取組は大きな課題である。経験度に応じた研修の設定や研修領域、研修形式等を工夫することにより、児相職員と一体となって対応していく力量を維持・向上させていくために、家庭支援総合センターが担う企画・研修機能の量的・質的な発揮を求める。

事例検討やリスクを想定した具体的な対応能力の向上、ケースワークの手法等も研修テーマとして、着実に育成するシステムを構築していくべきである。

◎専門家からの助言や支援の活用

児相や市町村・要対協が抱える事案は、数が多く、多様でその動向も非常に不規則であり、担当職員やその機関だけでは見過ごしたり判断を迷ってしまうことも想定される。外部からの様々な支援や助言を得て、大所・高所に立った対応も必要であり、児相経験者や医師、弁護士等児童虐待に高い見識のある専門家に、児相・市町村が抱えるケースの見立て、対応方針等の助言を得る仕組みを確立していくことにより、より慎重で的確な対応に心がけることが必要である。

児童虐待児の診療や懸念事案に接する機会の多い医療機関がある一方で、懸念される児童が受診した場合に不安を持つ医療機関も多くあり、経験豊富な医師とのネットワークによる助言や支援を得て、医療機関が事実の見立てのできる仕組みを作っていくことも重要な取組である。

◎児童福祉司等の面談・対応力の向上

未然防止・早期発見のための啓発が進められる中で、問題を抱える家庭や保護者が心を開いて相談に応じてくれなかつたり、事実を話してくれることが難しい事例も見られる。周りの人からの監視や児相の介入を危惧して隠してしまい、その結果、陰湿化する事態も懸念されるが、児童福祉司や心理判定員等がこのような状況をしっかりと認識した上で、課題のある家庭等に寄り添い、心を開いて相談してくれるようなケースワークや対応力を身につけていくことも必要である。

児童福祉司や心理判定員等が、安心感と親しみやすさを前面に出し、相手方のガードを低くさせた上で懐に入り込み、信頼される相談相手になっていくことが必要である。

③ 社会全体で目配りや情報収集していく意識づくりや仕組みをつくっていくこと

<具体的な取組>

◎多様な地域資源の協力による目配り・支援

第一線機関である児相や市町村は、よりリスクの高い一部のケースへの対応に注力することが多く、各地域での日常的な生活の中で懸念される事態への目配りや対応には限界がある。児童虐待対策の大きな柱は、未然防止及びそのための予防策を如何に講じるかであり、地域住民や関係団体等の様々な方々と一緒にになって、情報収集のアンテナを高くし、支援を要する事案を見つけたり、一緒にになって子育て等を支援していく仕組みが必要である。

子育て世帯や様々な課題を持つ家庭等と密接につながり日常的な支援に尽力されている民生児童委員や、子育てという共通課題を通じてその悩み等の相談にかかるわっている子育て関係NPO等は、課題を抱える家庭が信頼し、心をひらくてくれる関係を築きやすいことから、これらの方々の協力を得て、一步踏み込んだ訪問や相談、交流の場を設定するなどにより、身近な関係の中で問題を拾い上げ、行政等につないでもらうことによって支援を具体化していくことが必要である。

平行して、こうした関係者に要対協にも参画してもらう中で、進行管理や具体的な見守り活動の担い手にもなってもらうことが、効果的である。

◎医療機関との連携

日常的な診療の中で、児童虐待を懸念する事象に遭遇すると見込まれる医療機関との連携は、早期発見・事態悪化の防止のためにも、非常に重要なことである。一方で、医療機関側にも、児相等と連携した対応ニーズが高まっており、小児科や産婦人科、整形外科、救急診療科等の医療機関やその従事者等との相互理解・協力による未然防止・早期発見の取組を構築していくことが必要である。

飛び込み出産や若年者の妊娠・出産、望まない出産等、母親になることに課題のある者には、出産の前から十分な相談や支援への理解を持ってもらうことが必要であり、本人の了承の下に、行政につなぐことで、母子保健や福祉の部署が、諸制度と一体となった関わりや支援を提供していくける仕組みを構築していくことが必要である。

・府民啓発の充実

啓発に際しては、受け止める側が、事件の悲惨さに眼を背けたり、自分たちとは違う世界で起こっていることといった捉え方をされないようにしなければならない。また児童虐待は一歩間違えばどこでも起こるとの認識に立って、理解と協力をより多くの府民に訴え、輪を広げていくことが必要である。

誤った捉え方や監視するような意識を広げるのではなく、子育て家庭への目配りや声かけ等を通じて、「地域全体が子育てを支援している」というメッセージとなるよう啓発内容に心がけ、具体的な取組を進めていくべきである。

集客性の高いイベントや多くの府民の目に止まるような媒体の活用等にも留意しつつ、関係団体や行政間の連携、民間事業者をも巻き込んだ多様な啓発、聞き取りやすく、眼につきやすい一言メッセージの反復等の手法も組み合わせて、より効果的な発信に心がけること。

社会的に大きな影響力を持つ報道機関の協力を得ることは必定であり、連携した啓発、未然防止できた事例等も知ってもらうための報道にも留意すべきである。

・学校や保育園、警察、保健所等関係機関と児童虐待に係る意識や視点を共通化

子育てにかかわる様々な機関が児童虐待を正しく理解し、それを許さないという思いに立って、自らが取り組めることを知ってもらうことも極めて重要である

児童虐待の兆候等を見つける視点と、見つけた場合にどのように対応していくかという意識を共有してもらう取組を進めることも重要である。

・周囲の声かけや支援の輪を広げる取組の推進

周りの人達が、母親等に対して、子育てをすることの喜びを褒め称えたり、子育てへの不安や戸惑いに相談にのったり声かけをするなど、母親等の心が穏やかになれる環境づくりをしていくことも必要である。

例えば、中高生や大学生等が、街中で出会った子連れのお母さん等に、「可愛いですね。楽しそうですね」といった声かけ運動を展開（10秒子育て運動）していくことも、これから子育てを迎える者の意識づくりとあわせて効果が期待できる。

④子育て支援の取組を充実し、子育て家庭の育児不安・孤立化等を解消していくこと

<具体的な取組>

◎子育ては家庭が担うことが前提であるが、特に乳幼児期の子育てに大きな負担のかかる母親が、心をひらき相談できる場の整備

子育ては、父母を中心として家庭全体で行うべきものだが、乳幼児期の子育ては現実として母親に負担が集中しがちな中で、母親が、家族を得た喜びや幸福感を抱く一方で、育て方への不安や子育てに係る時間的な束縛、これまでの世界から切り離されたという焦燥感等から、児童虐待事件となる例も見られる。

母親だけに子育てを任せたり、負担感を過度に抱かせることなく、父親や家族が一緒になって、子育ての素晴らしさ、楽しさを共有し、それぞれの子育ての分担、協力や支援の下で子育てできる環境を整えていくことも必要である。

子育てのプロとして地域の子育て支援を担う幼・保育園等が、乳幼児を抱える母親等にかかわり、情報提供や相談・支援等に取り組んでくれる仕組みの充実にも努めること。

◎妊娠・出産期から子育ての期間を母子保健と福祉の部門・施策が連携して支援

行政は、母子手帳を渡して以降、子育て家庭に対して、新生児訪問や健診、相談事業等、母子保健分野を中心にきめ細かい支援とかかわりを継続し、家庭が抱える様々な課題や問題点も把握することが可能である。子育て家庭への支援策が多様に実施されている中で、それら課題や問題点に対応する施策所管部署に繋ぎ、確実に支援していくことも必要である。

中でも母子保健と福祉の連携は多くの部分で情報の共有や相互支援が成立するものであり、市町村の担当部署が常に意識し、連絡を取り合うことにより、児童虐待リスクの解消にも向けた取組を推進していくべきである。

・こんにちは赤ちゃん事業（新生児4ヶ月訪問）の充実・強化

各市町村が実施する「こんにちは赤ちゃん事業」についても、母子保健での関わりをスタートとして、様々な行政施策との連携や協力に展開していくことが可能である。

リスク要因の把握・点検にも活かしながら、課題のある家庭との親しい関係性を築く中で、目配りや支援を実現していくべきである。

また、寄り添い、親しみを持って家庭に入り、心を開いて話をしてもらうためには、日頃、面識のある地域の民生児童委員等、多様な担い手による実施も推進していくべきである。

・ステップファミリー（子ども連れの再婚家庭）等への啓発活動の推進

再婚が一般化している中で、新しく家族となった者同士が心を通わせ、安定した関係を築いていくためには時間が必要である。

新しく家族となった者が、子どもの反抗や無視、退行行動、過剰に甘えて無理強いをするなどの試し行動を理解できなかったり、しつけという子育てへの気負いなどが災いし、児童虐待につながる事態も生じている。

社会教育の一環として、子育てハンドブック等を普及していく中で、継父母等に中途養育の留意点を理解してもらうとともに、その対応力をつけてもらう啓発等に力を入れることが必要である。

◆ 最後に

今回、6件の事件について、その背景や経緯等を点検するとともに、事件と児相や市町村・要対協との関わりを中心として、何が課題・問題点であったのか、これから児童虐待対策について、児相や要対協等はどういうに取組を強化していくべきのかという観点で、委員会による取組を実施してきた。

それぞれの事件には、共通する課題もあれば、個別事由により起こったものなど、多様であったが、引き続き、個々の児童虐待事案に対応していくために、それぞれの背景等を十分踏まえ、より効果性の高い手法や判断をしていくことを前提としつつ、その基本的な視点や取組について、改めて整理し、提言したものである。

児童虐待対策は、まず未然防止、早期発見・早期対応であり、そのためには、児相や関係機関が、地域全体の果たす役割も考えながら、より一層、取組を強化していく必要である。この提言を踏まえて、取り組めるものから速やかに実践・実現していくことを求めたい。

児童虐待の多くは家族等の密室の中で発生し、なかなか見つけにくいことから、対応の難しさがあるが、被害児童が、最も信頼する父母等から虐待を受けるという事実はあまりにも悲惨なことであり、その根絶に向けた取組は最重要の施策である。

未然防止・早期発見のためには、第一線機関である児童相談所や市町村・要対協の取組はもとより、強い発信力を持つ報道機関の協力を初めとして、地域や府民が一体となって児童虐待を許さないというメッセージと取組を推進していくいただくようお願いしたい。

検証委員会・委員名簿

委員長	澤 田 淳	京都府立医科大学名誉教授 京都市子ども保健医療相談・事故防止センター長
委 員	安 保 千 秋	弁護士（京都弁護士会所属）
	津 崎 哲 郎	花園大学社会福祉学部特任教授
	廣 井 亮 一	立命館大学文学部教授
	鈴 鹿 義 弘	京都府民生児童委員協議会会长
	麻 田 知寿子	N P O 法人きょうと C A P 代表

検 証 経 過

平成23年 12月 7日	検証委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員に就任を依頼 ・事件概要を報告
12月21日	事務局による関係機関調査	<ul style="list-style-type: none"> ・宇治市教育委員会
平成24年 1月16～ 17日	各委員に事件概要を説明	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局から事実関係等について各委員に説明
1月16日	澤田委員長・廣井委員による現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送先医療機関 (搬送時の状況、児童虐待への医療機関の取組を聴取)
1月23日	澤田委員長・安保委員による現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・宇治児童相談所 ・宇治市 (事件経過・課題等の聴取)
1月30日	第1回検証委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検証6事件の概要報告 ・課題・問題点の洗い出し ・今後、取り組むべき視点について審議
2月 7日	事務局による関係機関への補足調査	<ul style="list-style-type: none"> ・宇治市 ・宇治市教育委員会
2月28日	第2回検証委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の取組策について審議
3月23日	第3回検証委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検証報告書のとりまとめ